

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

川 西 市 長 越 田 謙 治 郎 様

川西市特別職報酬等審議会
会 長 岩 見 和 彦

特別職報酬等の額の改定について（答申）

令和 3 年 7 月 2 6 日付で諮問のあった、市長、副市長及び教育長の給与の額並びに議会の議員の議員報酬等の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

（1）市長及び副市長の給料の月額は、次のとおりとすることが適当である。

- ・市長 982,000円（現行 982,000円、据置き）
- ・副市長 796,000円（現行 796,000円、据置き）
- ・教育長 695,000円（現行 695,000円、据置き）

（2）議会の議員の議員報酬の月額は、次のとおりとすることが適当である。

- ・議長 701,000円（現行 701,000円、据置き）
- ・副議長 629,000円（現行 629,000円、据置き）
- ・議員 570,000円（現行 570,000円、据置き）

2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額は、次のとおりとすることが適当である。

・教育委員会

委員 150,200円（月額）（現行 150,200円（月額）、据置き）

・選挙管理委員会

委員長 117,900円（月額）（現行 117,900円（月額）、据置き）

委員 13,800円（日額）（現行 13,800円（日額）、据置き）

・公平委員会

委員長	15,700円(月額)	(現行 15,700円(月額) 据置き)
委員	13,800円(月額)	(現行 13,800円(月額) 据置き)

・農業委員会

会長	59,500円(月額)	(現行 59,500円(月額) 据置き)
副会長	50,100円(月額)	(現行 50,100円(月額) 据置き)
委員	45,800円(月額)	(現行 45,800円(月額) 据置き)

・固定資産評価審査委員会

委員長	15,700円(月額)	(現行 15,700円(月額) 据置き)
委員	13,800円(月額)	(現行 13,800円(月額) 据置き)

・監査委員

代表監査	247,600円(月額)	(現行 247,600円(月額) 据置き)
識見委員	234,000円(月額)	(現行 234,000円(月額) 据置き)
議選委員	53,600円(月額)	(現行 53,600円(月額) 据置き)

3 本審議会の開催時期について

本審議会への諮問は、特別職の任期の大半である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましい。ただし、社会情勢等に変化があり、現行の特別職の報酬等の額が世情と乖離している可能性があるとして認められる場合は、必要に応じて本審議会を開催し、審議を行うべきであることを付言する。

4 審議経過及び内容

(1) 審議の方法

審議を円滑に進めるため、前回と同様、前半でA群として常勤の特別職(市長、副市長及び教育長)と議員を、後半でB群として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の各委員及び監査委員を分けて審議することとした。

(2) 基本的な考え方

特別職の報酬等について、客観的に決定できる、ある確かな法的基準といったものは存在しないことは、過去の本審議会の中でも確認されてきたところである。それを前提としたうえで、平成26年度及び平成29年度の本審議会においては、特別職の報酬等を決定する際に留意すべき基本的な考え方の整理がなされている。それは、主に重要かつ有効と考えられ

る次の二つの情報源を参考にするというものである。

その一つは本市の状況を相対的に確認するための、本市と類似性の高い他都市における関連データである。その際、比較する対照群の候補として挙げたのは、「阪神6市」、「北摂7市」、「近畿圏の人口規模が13万人～20万人の都市」、「総務省が定める類似団体」の4つであった。両年度の審議会においてそれらを検討した結果、もっとも妥当だと考えられた対照群は、同じ行政・生活圏域内である、「阪神6市」であるとの判断がなされた。なお、他都市との比較をする際には、「報酬等の本来額(条例本則上の額)」及び「年間収入総額」をベースにして検討することを申し合わせた。

もう一つの情報源は、本市の状況をいわば内在的に確認するために参考とすることができ、本市一般職の給料改定率である。本市の一般職の給料改定においては、従来、国家公務員の人事院勧告を基準とし(ラスパイレズ指数による補正を含む。)そこに本市の財政状況といった一般要因等を考慮して改定率が決定されている。特別職とはいえ一般職と同じ状況下において協働するメンバーであることに変わりなく、それゆえ当該報酬の改定(増減率)に関してこれを参考にするには大いに合理性があると考えてきたのである。

なお、これらの考え方に沿って審議・作成された平成26年度及び平成29年度の答申については、その内容のすべてにおいて、川西市議会にてそのまま上程・可決されており、したがって、市の議決機関においても答申のとおり改正することが適当であるとの判断がなされたものであると、本委員会は解釈することができると考えている。この点、注記しておきたい。

(3) 改定額の決定における検討内容(A群：市長、副市長、教育長及び議員)

今回の審議ではまず、上述したこれまでの基本的な考え方を従前どおり適用することの可否について、新旧資料を参考にしながら議論した。

まず、特別職の報酬等については客観的な基準が無いため、他都市との比較を行うことが検討手段の中では極めて有益であろうこと、新たな審議に入る前に平成29年度の本審議会の答申内容について、その審議過程と改定の根拠等を予断なく確認することが重要な検討工程となるだろうこと、今般の報酬等の原資に関わる市の財政状況や市民を取り巻く社会情勢の変化も客観的に見据えながら、より総合的に検討することが求められていること等が確認された。

以上を踏まえ、最初に、他都市との比較についての検討を行った。先述の基本的な考え方に則り、「阪神6市」との間で、「報酬等の本来額(条例本則上の額)」を用いた「年間収入総額」を比較した(第1回資料 等参照)。この比較をとおして、本市特別職の報酬等の額は7都市中、総じて4位から6位の間に位置しており、現時点でも一定の相対的妥当性を有することが確認できた。

また、平成29年度審議会では他都市との比較に際して、市長、副市長、教育長及び議員らの特別職相互間の報酬等の差異(差等)の実際を、議員の報酬を100として指数化した

もので比べることを試みている。この検討作業の意義は、各市における6つの特別職の間で報酬等の順位や相対比について、社会通念として認知された「相場」といったものがあるのかを確かめることにもなった。結果は、7市における当該6職間での指数比にはかなりの類似性が認められることがわかった。そこで、今回においても令和3年度の阪神6市との比較データ(第1回資料、参照)をまとめたところ、月額分としては、川西市を除く6市はその後改定がなされておらず、本市のみが額が減じているが、それも一律3.7%減のため指数に変化はなく、全市とも4年前の状況と変わっていなかった。年収分については金額の変動はわずかであり、したがって指数比は限りなく同じであったと言っていい。なお、報酬等の相互関係については、「相場」の変動要因、また指数だけではなく絶対額における検討も欠かせない。そういった総合的な観点からの議論についても、その都度、本審議会において審議を行う必要があることを付言しておく。

次に、一般職の給料の改定率をめぐる論点と検討課題の確認を行った(第1回資料参照)。前回の本審議会において、平成28年度までの改定率を特別職等の報酬に反映させたことに倣い、平成29年度から令和2年度までの4年間の給料改定率を算出した。その際、前回の本審議会においても論点となった、一般職全体の給料改定率を参考にするか、特別職に職責が最も近いと考えられる部長級の給料改定率を参考にするかの議論に供するために両数値を見たところ、一般職全体の給料改定率は0.3%増額、部長級の給料改定率は0.1%増額という結果となった。特別職等の報酬を改定するにあたり、参考にすべき数値としてどちらを採るのかという点については、後の議論とすることとし、次のステップに移った。

三つ目の検討工程として、市の財政状況の確認を行った(第2回資料等参照)。前回の本審議会においては、「将来負担比率」という指数を見ることで、本市の財政状況が厳しいものであることを確認したが、今回の本審議会においては、それとは別の視点から財政状況を把握する意図から、「財政力指数」という指標を取り上げることとした。平成29年度以降の同指数を「阪神6市」と比較検証すると、川西市は常に最下位(7位)であり、かつ唯一悪化傾向にあることを読み取ることができ、依然として本市は厳しい財政状況にあることが確認できた。また、長期的にも、人口減少等の影響を考慮すると、市民税・固定資産税などの税収増も期待できないと予測するのが当然であろう。以上のような財政状況を受けて、市はすでに、特別職及び一般職の給与、報酬について、本委員会が審議するところの本則の額とは別個に、それに対する独自の削減措置を行っているとの報告を事務局より受けた。

その後の全体討議の中では、昨今の社会情勢の変化にも目を向ける必要があるとの意見が出た。現在も続くコロナ禍における世界全体の先行きの不透明さは、近現代史上類を見ないものである。このような状況の中で、先述のように一般職の給料改定率をもって、額面どおりに0.3%あるいは0.1%の「増額」改定を行うことは果たして適切なのか、という疑義が表明された。次いで、改定を見送りとする案も提起されたため、本審議会がそうした

独自の根拠をもって答申することの意味合いを、今一度詰める必要があるのではとの意見が出て、再度、過去2回の審議会の審議過程を精査することとなった。

結果、平成26年度及び平成29年度の両答申の骨格は次のようにまとめられた。平成26年度答申では、川西市が平成4年度以降出された各年度の人事院勧告の数値をそのまま一般職の給料改定率としてきており、22年ぶりに特別職の報酬を見直す際にはその間の改定率を順次掛け合わせて得られた数値、「1.9%」が基となった。平成29年度では、平成26年度以降の3年間の人事院勧告にそのまま準拠することはせず、ラスパイレス指数による補正を含め市独自の判断の下に決めた改定率を掛け合わせることで得られた数値、「3.7%」が答申の肝となった（参考：人事院勧告の数字を順に掛け合わせていくと「1.2%」となる）。すなわち、前回の平成29年度答申は、市独自の判断によるこの一般職改定率に準拠しており、平成26年度のそれとは異なることを確認した。さらに加えて、他都市との比較については、改定の根拠そのものをそこに求めるというものではなく、人事院勧告の数字（とその俸給表）あるいは川西市の一般職の給与改定率に準拠して試算した額が、類似都市のそれらと比較して妥当な範囲に収まっているかどうかの、むしろ二次的なチェックをするうえで極めて有効なデータであったとの理解を、改めて共有した。

これら振り返りの内容を踏まえ、今回、もし「改定無し」の答申を出すとするれば、前2回の審議会のそれらとはかなり異なったものとなることを、確と自覚しなければならないとの認識を共有したうえで、審議が再開された。そこでは、市の財政状況、コロナ禍の経済状況などに照らしても、現在の状況のもとでは、たとえ0.1%、0.3%と小さくとも、増額改定をすることにはやはり躊躇の思いが強い、市民感情としては少額ゆえにかえって注目されるのでは、といった意見が出て、最終的には、この据置き案が、全員の賛同を得るところとなった。

以上、慎重かつ総合的な検討を経て、本委員会の審議においてはA群における報酬等の改定に関し、今回は見送るべきであるとの結論に至ったのであるが、この結論に至る過程では、一つの論点が浮かび上がってきた。それは、本審議会の開催時期についての考え方をめぐるものだった。すなわち、今後、コロナ禍が収束に至った折には、加速度的に経済活動が好調に向かっていく可能性もあるという委員の意見に端を発し、逆のケースも含め、そうした大きな社会変化によって、現行の報酬額が社会情勢との整合性を欠くような事態が生じた場合にあっては、4年という間隔とは別に臨時的に本審議会を開催することによって、適時性を担保していくべきであるといった強い主張がなされたのである。

従来、4年を目途に開催することが望ましいとの提言に加え、今回は、社会情勢の変化にはできるだけ即応した開催を促すよう要望することが必要ではないか。こうした意図のもと、本答申においては、先行不透明な社会情勢に鑑み、A群における報酬等の改定を見送ること、ただし今後社会情勢に変化があるような場合は、本審議会を開催し議論の場を設けることが望ましいとする、いわば「ただし書」部分を強調する形の結論に至ったことを記しておく。なお特別開催が実現した際には、今回見送った改定分も含めての議論並びに必要な

応じてその調整方法を検討するのに加え、改定審議において参考とする一般職の改定率として、一般職全体あるいは部長級のいずれを採用するかについても、引き続き検討課題とされたい。

(4) 改定額等の決定における検討内容（B群：行政委員会の委員）

行政委員会の委員報酬額については、平成4年度以降25年もの間、改定が行われておらず、その報酬額について本格的な議論がなされたのは平成29年度に開催した本審議会においてであった。そうした時間的な隔たりに加え、各委員会の多様性（独自性）をどのようにして比較可能な議論へとまとめ上げるかという根本的な問題もあった。そこで前審議会がとったのは、本市における各行政委員会の実情の把握、制度的課題となっている報酬の日額化についての検討、報酬額の妥当性の検証、という三つの課題に取り組むこと、とりわけ実態把握に注力し、そのデータをもとに丁寧かつ慎重に議論を詰めていこうというものだった。

以上の経緯に鑑み、今回、行政委員会の委員報酬額について審議するにあたり最初になすべきことは、この平成29年度の本審議会の答申内容を正しく理解・確認すること、そして何がどこまで議論されたのかを見極めることであった。そこで以下に、前審議会の審議過程の概要を記しておく。

まず、各行政委員会の実情の把握では、各行政委員会事務局より、業務内容等について直接説明を受け、質疑応答を行った。また、直近の平成28年度の活動実績等のデータから、各委員の特性を取りまとめることとした。その際に見るべき視点としてまとめたのは、以下の項目である。

【検討視点】

- ・委員会の権限：どのような権限を有しているのか
- ・業務の対象：その職務がどのような人や制度を対象としているのか
- ・職務の専門性・特殊性の有無：他の委員会と比べて、業務・職務の専門性・特殊性の程度はどうか
- ・勤務類型：勤務日数を基に、年間100日以上常勤型、数十日の準常勤型、特定の問題が発現した時（実績としては数日間）に要請される事案対応型の3つに分類した場合、どれにあてはまるか
- ・勤務特性：委員としての活動は、主に一定程度パターン化された内容が繰り返される定型的なものか、それとも、それにプラスされて、対象者とのインフォーマルな関わりが期待される非定型的な仕事を含むか、さらに前者のパターン化の中でも内容が複雑で専門的なものを高度に定型的な仕事と分類した時、どれにあてはまるか
- ・本市特有の事情の有無：他市との比較において、当該委員会が本市特有の事情による仕事や活動を有しているかどうか

これらの視点を基に、各行政委員会の実情の把握を行った。

次いで 報酬の日額化の検討では、前述の視点のうち、年間の勤務日数から分類した「勤務類型」を基に考察を加え、その結果、数十日以上勤務があった委員については、「常勤型」あるいは「準常勤型」として月額制を採ることの妥当性を認め、その一方で、実情として数日の勤務となっている公平委員会と選挙管理委員会の委員については、日額制とすることが適当であると結論づけた

続いて 報酬額の妥当性の検討では、各行政委員会の報酬額の改定については、改定が行われてこなかった平成4年以降の市長等の報酬の改定率を適用することを基本とし、その他の個別の事情については別途検討し、報酬額に反映させた。個別の事情の具体例としては、「勤務類型を考慮し、月額制から日額制にすることが妥当とされたもの(公平委員会及び選挙管理委員会の委員)」「平成4年以降に独自の報酬の改定を行ったもの(選挙管理委員会の委員長)」「阪神6市と比較した際に、著しく高額な報酬額となっていたため、基本値より大きな減額改定を行ったもの(農業委員会)」があった。

以上が、平成29年度の本審議会の検討作業の概略である。こうして前回の審議過程を振り返ることで、今審議会が取り組むべき内容が明らかになった。それは、上述の三つの手順に沿って、平成29年度以降に変化があった点を中心に、その意味合いと評価について論定していくことである。

まず、各行政委員会の実情の把握では、各行政委員会の業務内容や令和2年度の活動実績の情報を収集し(第3回資料 参照)、平成29年度に行ったものと同じ視点でデータをまとめた。加えて、各行政委員会から報告を受けた「平成29年度から特に変化のあった点」についても取りまとめた(第4回資料 参照)。当初はこのように、令和2年度の活動実績と平成29年度に確認を行った平成28年度の活動実績の、単年度同士のデータを参照していた。しかし、委員より「コロナ禍以前の平成29年度から令和元年度の活動実績(日数)も把握できるなら、その確認もすべきである」との意見があったため、当該データの追加提供を依頼することとした(第5回資料)。こうして得られた経年的なデータを基に、平成28年度から令和2年度までの活動実績及び日額換算額の推移を検討したところ、結果としては、例外的な事情による変化は見られるものの、全体的な傾向としては大きな変化は見られなかった。

各行政委員会の実情を把握したうえで、次に月額制を採っている各委員について、報酬の日額化をめぐる問題の再検討を行った。というのも、地方自治法では、行政委員会の委員の報酬は原則日額制とされている。これは、行政委員会の委員の報酬は生活給ではなく、勤務に対する反対給であると解されているためである。ただし、委員の職務によっては、実際には常勤に近い勤務を必要とするものもあり、そのような実態に対処するため、地方自治法のただし書として、月額制等を採用することを認めているものである。平成29年度の本審議会では、活動日数から分類した「勤務類型」により、月額制の適用の是非を判断し、結果、

一部については月額制を認めたわけである。今回、その後のデータによって、各行政委員会の実情を把握した結果、「勤務類型」について見直す必要があるとみなすべき事情は認められず、月額制を維持することについても一定の妥当性のあることが確認できた。

次の報酬額の妥当性の検討においても、平成29年度答申の結果を土台として、それ以降に変化のあった点を中心に議論を行った。各行政委員会事務局から報告された「平成29年度から特に変化のあった点」の中で、実質的に業務に影響を及ぼすと考えられるものは以下の三つの行政委員会であった。

- ・ 監査委員

平成29年の地方自治法改正により、監査制度の充実強化等が行われ、委員の責任が重くなり、監査の専門性が一層求められるようになった。

- ・ 公平委員会

令和2年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時職員や嘱託職員が会計年度任用職員に移行し、不利益処分に対する審査請求等が認められることとなったため、公平委員会制度の対象となる職員数が増加した。

- ・ 農業委員会

令和3年4月の農地法施行規則改正により、すべての再生可能な遊休農地の利用意向調査が毎年実施されることとなった。

また、令和3年6月より、農地利用状況調査と荒廃農地調査が統合され、農業委員の利用状況調査内容も見直され、遊休農地の状況を詳細に記録することとなった。

まず、三つの行政委員会について、上記の変化に伴う「求められる専門性、熟練性等の変化」を見ていくこととした。監査委員においては、地方自治法改正により、求められる責任・専門性が向上したというものであった。しかし、監査委員については、その専門性や職責から、他の委員に比べて高い報酬額がすでに採用されている。また、地方自治法の改正への対応については、より慎重かつ高度な業務執行が必要になるように考えられるものの、その職務が大きく変わるようなものではないと推察できる。そのため、報酬額の改定が必要な変化とは判断できないという結論であった。公平委員会については、潜在的な業務の客体が増加したという変化であるため、求められる専門性・熟練性等には直接的な影響は無いと解釈した。農業委員会については、国の実施する調査について改正があったものであるが、就任する委員が農業関連者であり、当該調査内容についても一定の既知としての専門性を改正前から有していると考えられる。つまり、求められる専門性については大きな変化はなく、業務量の変化にのみ影響を与えるものだという整理を行った。

次に、上記の変化が「職務の繁忙、負担」に与える影響について検討を行った。この変化を評価するにあっては、活動日数の変化を見ていくべきであるが、公平委員会のように日額制の委員では「職務の繁忙、負担」の変化が活動日数に反映され、それがそのまま報酬額の

変化に直結すると考えられることから、主に月額制の委員を中心に確認を行うこととした。結果、その活動日数については 各行政委員会の実情の把握及び 報酬の日額化の検討でも述べたとおり大きな変化は認められず、上記の変更点が業務に影響を与えたという状況は確認できなかった。

これらの手順により、各行政委員会について一定の状況把握ができたが、そこに至るまでには憂慮すべき点がいくつかあった。まず、平成28年度から令和2年度までの各年度の活動実績について情報を再収集した際に、平成28年度と令和2年度の、とりわけ勤務特性が非定型的と分類された月額制委員らの活動日数について修正が施されていた点である。これは、当該委員の活動がインフォーマルなものも含めて多岐に渡るため、集計時における「活動実績」の捉え方によって数値が流動的になってしまう事情を奇しくも反映していたと言える。また、活動実績において、個別の事情によって変動があった点についても、考慮する必要があった。詳細については触れないが、教育委員会委員、農業委員会の各職、選挙委員会委員長の数字は変動がみられるものの、その背景は一様ではなかったのである。加えて、日額換算の数字にはばらつきがかなり大きい点についても目を背けることはできなかった。これをもって直ちに、前回答申の基準となった「準常勤型以上なら月額制も可とする」との判断を変更すべきと主張するものではないが、日額換算のばらつきの要因である活動日数の差については、今後も注視していく必要があるのは確かである。総じて見るに、コロナ禍の影響についても各委員によって様々であるため単純な解釈はできないなど、「調査票」による調査方法、データの精度の問題など残された課題も多いことが改めて確認されたのである。

このように、行政委員会の報酬額等を検討するにあたっては、いまだ多くの課題を抱えていることが顕在化した。しかし、他市における行政委員会の報酬を審議した結果に目を向けると、本市と同様に一定の基準の下、報酬の月額制を認めている自治体もあれば、すべての委員において均一の日額制を適用すべきとする自治体もあり、その取り扱いはどうてい一律であるとは言えない。どの自治体もこの議題については苦慮していることが伺えるのである。

以上の経緯から、当審議会においては、行政委員会の多様性（各委員会の独自性）を踏まえたうえで、なおかつ各行政委員会の業務・活動実績を客観的に検証するにはまだ十分な根拠データが蓄積されているとは言い難く、確定的な判断をするのは時期尚早であるとの判断をせざるを得ないとし、今回の答申では、すべての行政委員会委員における報酬額を据置きとすることが妥当との結論に至った。今後の見直しを含めた改定の必要性については、次回の本審議会にて、本年度以降の活動実績の推移をさらに見極めて判断されることを望むものである。

（５）口頭での諮問事項（市長の退職手当について）

市長より、本審議会への諮問がなされた際に、毎月の給料月額のみならず、自身の退職手

当についても検討してほしいとの要望が口頭であった。この要望を受け、まず、市長の退職手当は本審議会の審議事項であるかの確認をする必要があった。議論の結果、今回、この退職手当を直接の審議事項とするには日程の関係で極めて難しいのではないかとしつつも、給料月額の適正な改定、年収ベースでの検討を重視する本審議会の立場からは、この案件は無視し得ない、有用な問題提起であるとの認識を共有した。そこで、市長の退職手当をめぐる現在の状況などについて他の自治体の動きも含めてその概要を確認したところ、実は定見はなくまだ流動的な面を有した議題(アジェンダ)であること、またその論議には市民目線で見ても興味深いものがあることを認識した。

以上から、市長の退職手当については、今回の答申に織り込むことは本審議会の状況制約上叶わないとしても、市長職の報酬総額との関連性が極めて深いという実態に鑑み、ここで今回の審議の経過を報告することで、本審議会の責を果たしたいと思う。

まず、公務員における退職手当とはどのような制度なのか、資料を参考に確認を行った(第2回資料 参照)。その結果、一般職については、国家公務員の基準に則った制度が適用されることが一般的であるが、特別職の退職手当については基準というものが無く、各自治体で様々な基準があることを確認した。また、川西市においては、独自の退職手当の規定を持たず、兵庫県下の複数の自治体が加入する兵庫県市町村職員退職手当組合(以下、「退手組合」という。)に加入しており、退手組合の規定により、退手組合から退職手当が支給されるとの認識を共有した。

次に、現在の市長(それに副市長、教育長を加えて)の退職手当の状況を俯瞰するため、給料月額の審議の際に利用した「阪神6市」との年収比較の資料に、退職手当の額を追加し、各市の退職手当額の確認・比較及び退職手当を含めた年収ベースでの比較を行った(第2回資料 参照)。

討議の中では、「市長の退職手当について、任期4年で一般職の定年退職者とあまり変わらない退職手当が支給されるのは、やはり高い感じがする」「任期4年である市長の退職手当には、給与の後払的の性質があると考えられることができる。その意味でも、退職手当を含めた総年収ベースで適正額を考えざるを得ないのでは」「退職手当単独では高いが、退職手当を含めた総年収ベースで見れば、2,000人規模の職員を束ねるトップとしては、決して高すぎるものではない」といった意見が出た。

次に、参考として、他市での退職手当に関わる事例について確認がなされた(第3回資料 参照)。その事例には、退職手当を廃止した自治体や、退職手当を廃止しようとしたができなかったため、退職手当額を最小化する措置を講じた自治体、市民から市長に対する評価を退職手当に反映させる規定を設けた自治体などがあった。

ここでは、「市長の退職手当を廃止するとしても、年収を著しく下げることにはできない。そのため、月額給の上乗せが検討されると思うが、そうすると他市との比較で月額給が高くなり、市民への説明が難しい」「市民が市長の業績を評価することは難しいし、市長の業績は次期の選挙で評価される面もある」「市長は公選職であるため、その退職手当は勤続功労

的な性質ではなく、職責に対する報償的な性質が強い」「退職手当組合の専門委員会にて支給率を決めているとのことであり、現行の市長の退職手当額についてもそれなりに検討されたものであると言える」「市長だけ退職手当を取り込んだ議論をして、他の特別職や一般職のそれを見ないままで良いのか」といった意見が出た。

上記のような本市の実態や他市の状況について議論を重ねあれこれ深掘りしていくなかで、我々は「特別職の退職手当」という議題の複雑さ、その扱いの難解さを思い知り、今回の審議会において付帯的に議論を行い、一定の結論を導くことは困難であるとの共通認識を持つに至った。

現時点での委員の総意としては、現行の「特別職の退職手当を含めた総収入」の額そのものについては一定の妥当性を認めることはできるものの、「特別職の退職手当」の制度自体には不明な点、詰められるべき課題が残っており、しかもその疑問点を明快にしていく作業が容易ではないことは、他市の事例を見ても明らかであり、したがって問題の全体を見通し判断の指針を提示するためには、より本格的な検討が必要であるとする、というものであった。

特別職の退職手当についての本審議会の現時点の考え方は以上のとおりである。今後、支給額の妥当性に関する最終的な結論を導く必要性が生じた場合には、議論に十分な時間が必要となることから、本審議会とは別に、その議題に特化して集中的に調査・審議する機会を持つことを、ぜひ検討されるよう希望する。

(6) 審議にあたり検討した主な資料

ア 第1回資料(令和3年7月26日(月))

平成29年度特別職報酬等審議会答申

川西市特別職報酬等審議会について

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況

阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧」

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」

市長・副市長・教育長給料月額改定状況(直近3回)

県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧」

阪神7市「議長・副議長・議員報酬一覧」

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧」

議長・副議長・議員報酬月額改定状況(直近3回)

県内29市「議員報酬等一覧」

阪神7市「特別職報酬等の状況」

阪神7市「特別職報酬等の状況(年収ベース)」

一般職の給与改定状況(平成28年度以降)

一般職の給与改定状況(平成28年度以降、部長級ベース)

行政委員会について
川西市行政委員会報酬額改定状況
阪神7市「行政委員会報酬一覧」

イ 第2回資料(令和3年8月17日(火))
川西市の財政状況及び給与等の削減状況
川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算)
川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算、部長級ベース)
川西市における退職手当について
阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」(退職手当追記)

ウ 第3回資料(令和3年9月15日(水))
地域手当について
答申案(特別職等の給料・報酬月額)
退職手当事例
令和3年度行政委員会報酬に関する調査票
給与改定の推移

エ 第4回資料(令和3年10月18日(月))
答申案(特別職等の給料・報酬月額、市長の退職手当)
行政委員会データ一覧(1)(2)

オ 第5回資料(令和3年11月5日(金))
行政委員会活動実績及び一人当たり活動日数、報酬の日額換算額の推移
(平成28年度から令和2年度まで)
答申案

カ 第6回資料(令和3年11月17日(水))
答申案

5 附帯意見

本審議会の審議においての結論は前述のとおりであるが、報酬等の審議を進める過程で、関連する事項について多くの委員よりさまざまな意見が出された。それらは、今回詰め切れなかった点とも関連していると考え、今後の検討に資するために附帯意見として申し添えておきたい。

(1) 特別職における地域手当について

特別職の地域手当については、その根拠は明確ではなく近年ではその見直しをする自治体も出てきている。ただ手当を廃止する場合もその削減分を給料月額に上乗せするといった措置によって、実質大きな変更はない場合が散見される。こういった現状と具体的な対応策について十分な説明を尽くしたうえでの移行ができるよう、さらなる検討が継続されることを期待したい。

6 おわりに

以上、今回の答申については延べ6回の議論を重ね、慎重に検討を行った結果、上記結論に達したものである。本答申を尊重し、適切に取り扱われることを要望する。

川西市特別職報酬等審議会

- ・会 長 岩 見 和 彦
- ・会長職務代理者 大 智 靖 志
- ・委 員 安 達 絵 里
- ・委 員 藤 崎 陽 子
- ・委 員 出 口 公 利
- ・委 員 熊 手 輝 秀
- ・委 員 藏 原 亜 紀

審議会の審議状況

- ・第1回 令和3年 7月26日(月)市役所4階庁議室
諮問及び資料の説明
- ・第2回 令和3年 8月17日(火)市役所4階庁議室
市長・議員等の給与等の審議
- ・第3回 令和3年 9月15日(水)市役所4階庁議室
市長・議員等の給与等の審議、市長の退職手当の審議、行政委員会の報酬の審議
- ・第4回 令和3年10月18日(月)市役所4階庁議室
市長・議員等の給与等の審議、市長の退職手当の審議、行政委員会の報酬の審議
- ・第5回 令和3年11月 5日(金)市役所4階庁議室
答申案の審議
- ・第6回 令和3年11月17日(水)市役所4階庁議室
答申案の審議及び答申